

# ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令及び ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部改正等について

平成29年9月  
消費・安全局植物防疫課

## 1 緊急防除制度の概要

植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)第17条第1項においては、有害動植物がまん延して、有用な植物に重大な被害を与えるおそれがある場合等において、駆除又はまん延防止の必要があるときは、農林水産大臣は、法第4章の規定による防除(以下「緊急防除」という。)を行うものとする旨規定している。また、農林水産大臣は、緊急防除を行うため必要な限度において、有害動植物が付着している植物等の移動禁止、消毒等の命令をすることができる(法第18条第1項)。

また、緊急防除を行う際には、防除を行う区域及び期間、有害動植物の種類、防除の内容、その他必要な事項を、防除を行う30日前までに告示しなければならない(法第17条第2項)。

さらに、緊急防除を行うため必要があるときは、農林水産大臣は、地方公共団体等に対し、防除に関する業務に協力するよう指示することができる(法第19条第1項)。この場合、農林水産大臣は、協力指示書を交付しなければならない(法第19条第2項)。

## 2 改正の趣旨

(1) ジャガイモシロシストセンチュウ(以下「本線虫」という。)は、我が国の重要な農作物であるばれいしょ等のなす科植物の地下部に寄生し、当該植物を枯死させるため、農業生産に甚大な被害を与えるおそれがあることから、我が国への侵入を警戒する重要病害虫である。

平成27年8月、北海道網走市において我が国で初めて本線虫の発生が確認されたことを受け、これまで次の省令及び告示を定め、緊急防除を行っているところである。

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令(平成28年農林水産省令第61号。以下「省令」という。)

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示(平成28年9月23日農林水産省告示第1827号。以下「告示」という。)

(2) 本年度に実施した調査により、新たな地域で本線虫の発生が確認されたことから、省令及び告示について所要の改正を行う。

## 3 改正の内容

2の(2)の調査により、本線虫の発生が新たに確認された北海道網走郡大空町の一部地域を省令別表及び告示別表に定める防除区域に追加するほか、大空町長に対する協力に関する規定を加える。

## 4 その他

今回の改正を踏まえ、防除区域に新たに追加する地域を管轄する大空町長に協力指示書を交付する。

## 5 今後のスケジュール

公布 平成29年10月上旬

施行 平成29年11月上旬

協力指示書は、省令及び告示の公布と同日に交付。